

7 「 児童相談体制の強化 」

（目指す方向性）

- 都児童相談所の人員体制・専門性を強化します。
- 都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化をします。
- 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能を強化します。
- 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携を強化します。

現状・これまでの取組

1 都児童相談所の体制強化

（1）都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- 都の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、重篤な虐待ケースや精神疾患がある保護者への対応など、対応が困難なケースも増加しています。
- 経験年数2年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに5割弱となっており、経験が浅い職員が増加しています。
- 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司や児童心理司を増員するほか、困難ケースへの対応にあたり、職員に助言・指導等を行う専門課長を配置しています。
- 人材確保のための専任チーム（リクルートチーム）を設け、大学や養成機関への訪問を行うほか、人材育成のためのトレーニングセンターを設置し、実践的な研修を実施しています。

（2）都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

- 令和3年7月に公布された児童相談所設置の基準を定める政令（政令第209号 児童福祉法施行令および地方自治法施行令の一部を改正する政令。管轄人口おおむね50万人以下）等を踏まえ、管轄区域の見直しや新設による区域再編に向けた対応を実施しています。
- 児童相談に係る都と区市町村の相互連携の強化を図るため、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点（サテライトオフィス）を設置しています。

2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

(1) 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- 都においては、令和6年10月現在、11か所の都立児童相談所、9か所の区立児童相談所、85か所（61区市町村）の子供家庭支援センターが設置されています。
- 法的対応や専門的な相談支援を行う都立児童相談所、地域の第一義的な相談窓口である区市町村の子供家庭支援センター、児童相談業務を自らの責任で実施する区立児童相談所等が、それぞれの役割の下、相談支援を行っています。
- しかし、大都市東京では、トーマ横問題等、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化しており、都と区市町村の連携の下、東京全体で児童相談体制を強化していく必要があります。
- これを踏まえ、都は、令和6年度、区立児童相談所を含む東京全体の総合調整機能を担当する「総合連携担当」を都児童相談センターに設置しました。

(2) 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

① 都児童相談所サテライトオフィスによる連携

- 令和2年7月に練馬区子供家庭支援センター内（※1）、令和3年12月に台東区子ども家庭支援センター内（※2）、令和4年4月に渋谷区子供家庭支援センター内、令和6年11月に墨田区子育て支援総合センター内に、都の児童相談所の連携拠点（サテライトオフィス）を設置しました。

※1 令和6年6月の東京都練馬児童相談所の開設により発展的に終了

※2 台東区・中央区との共同設置

- 都の児童相談所職員が、定期的及び必要時に連携拠点（サテライトオフィス）で業務を行うとともに、必要な児童虐待事案等について、連携拠点を活用し、情報共有、合同調査等を実施しています。

② 子供家庭支援センター分室による連携

- 令和5年7月に新宿区子供家庭支援センターの分室を都の児童相談センター内に、令和6年10月に足立区こども家庭相談課の分室を都の足立児相内に設置しました。

- 子供家庭支援センター職員が、常時、分室で業務を行うとともに、児童虐待相談等について情報共有、虐待通告時の調査や面接等を合同で実施しています。

③ 都児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点による連携

- 令和 6 年 6 月、東京都練馬児童相談所を練馬区子供家庭支援センターと同一の施設内に設置しました。
- 虐待通告に対する初期対応機関の振り分けの実施、日常的な合同ケース会議の開催、合同家庭訪問・面接、合同研修などにより、児童相談所と子供家庭支援センターが緊密に連携しています。

課題と取組の方向性

1 都児童相談所の体制強化

＜課題 1＞都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- 児童福祉司の配置基準は、平成 28 年の政令改正により、人口おおむね 4 万人から 7 万人までに対して 1 人とされていたものが、平成 31 年 4 月以降は、人口 4 万人に対して 1 人が標準とされ、さらに、令和 4 年度に、人口 3 万人に 1 人の配置に引き上げられたため、現状、職員定数が配置基準に足りていません。
- 児童福祉司、児童心理司の増員を進める中で、経験年数の浅い職員の割合が増加しており、一層効果的な人材育成を図っていく必要があります。

（取組 1－1）人員体制の強化

- 児童福祉司には高い専門性が求められるため、必要な人材確保はもとより、人材育成をしていくことが重要であり、引き続き、国の配置基準等を踏まえ、計画的に増員します。
- 計画的な人員確保を進めるために、多様なリクルート活動を進めるとともに、より幅広い層が受験できるように、教養試験の廃止や東京以外での選考実施、採用年度を選べるようにするなど、採用選考の見直しを行います。
- 職員確保及び定着支援に向けて、奨学金の返済支援や、児童相談所職員住宅としての民間賃貸住宅借り上げなど、インセンティブとなる取組の拡充を進めていきます。

（取組 1－2）実践的な研修の充実

- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修を充実します。

（取組１－３）サポート体制の充実

- 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、プレチュート一制を導入し、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実します。

＜課題２＞都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

- 虐待に関する相談件数は年々増加しており、相談体制を強化し、迅速な対応につなげていくため、多摩地域及び区部における都児童相談所の整備を進めていくことが必要です。
- 引き続き、区市町村との連携を通じた、きめ細かな相談支援体制を確立するため、サテライトオフィスの設置を推進することが必要となります。

（取組２－１）都児童相談所の新設によるきめ細かな相談支援体制の確立

- 国の政令基準（管轄人口おおむね 50 万人以下）等を踏まえ、区部及び多摩地域における都児童相談所の新設を進め、地域に根差したきめ細かな相談支援体制を確立します。

今後の新設予定

町田児童相談所（仮称）（R7 年度）、大田区に設置する新たな児童相談所（R8 年度）、多摩中部児童相談所（仮称）（R11 年度）、西多摩児童相談所（仮称）（R13 年度）、また、目黒区に設置する新たな児童相談所の設置に向けた検討（R13 年度までを目途に）

（取組２－２）サテライトオフィスの設置促進

- 都児童相談所のサテライトオフィスの設置を促進し、都と区市町村の連携を一層強化します。

今後の新設予定

目黒区こども家庭センター内サテライトオフィスの設置を検討中

２ 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

＜課題３＞区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- 児相設置自治体間や、児童相談所と子供家庭支援センター間の調整において、相談援助業務のルールの解釈や認識の違いにより、手続が円滑に進まない事例が発生しています。

- 一時保護児童の入所先施設が見つからず、一時保護長期化の一因となるとともに、児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されるなど、職員の負担も増大しています。
- 児童相談所では、困難な法的対応やケアニーズの高い児童への支援等、大都市特有の困難ケースに直面しています。また、子供家庭支援センターにおいても法的対応など様々なケースに対応しています。
- 児童相談所、子供家庭支援センターとともに、経験豊富な職員の確保・育成に苦慮しています。

（取組３）東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた取組

- 都児童相談センターの体制を強化し、東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向け、以下の取組を推進します。

１ 相談援助業務の標準化

- （１） 児童相談所の業務に係る既存のルールの解釈等を確認・検証し、東京の実情を踏まえた都区共通の新たなガイドライン等の策定に向けて検討を進めます。
- （２） 児童相談所と子供家庭支援センター間の連絡調整に係るルールを検証し、必要な見直しを実施します。
- （３） 児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組みづくりを検討します。

２ 個別ケースに係る専門的支援

- （１） 都内全体での専門性向上のために、困難ケースや好事例等、対応事例を全自治体で共有するための仕組みを構築します。
- （２） 子供家庭支援センターにおける個別の困難事例等に関する相談支援や区立児童相談所の求めに応じた技術的援助や助言を行う窓口を都児童相談センターに設置します。

３ 人材育成の共同推進

都児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センターにおける合同研修や職員を相互に派遣するなどの人事交流の取組を進め、専門性の向上と「顔の見える関係」を構築します。

＜課題４＞都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

- 都と区市町村できめ細かな相談支援体制を早期に確立することが必要です。

（取組４）都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実

- 都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、１区１児相体制による児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児相と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図っていきます。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
（１） 取組１－１	○第三者評価を実施している児童相談所数	６か所 （令和６年度）	全児童相談所
（１） 取組１－１	○児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司５０７人 児童心理司２５１人 （令和６年度）	国の政令基準の達成・維持
（１） 取組１－１	○市町村支援児童福祉司の配置数	２人 （令和６年度）	国の政令基準の達成・維持
（１） 取組１－１	○児童福祉司スーパーバイザーの配置数	６６人 （令和６年度）	必要に応じて体制を強化
（１） 取組１－１	○医師の人数	２８人（うち、会計年度任用職員は２１人） （令和６年度）	必要人員を確保
（１） 取組１－１	○保健師の人数	１２人（会計年度任用職員） （令和６年度）	必要人員を確保
（１） 取組１－１	○弁護士的人数	協力弁護士６７人 （うち、２４人は会計年度任用職員を兼ねる） （令和６年度）	必要人員を確保

(1) 取組 2-1	○児童相談所の管轄人口（100 万人を超えている場合は、推移も）	<u>児童相談センター：129 万人</u> 、江東児相：82 万人、 <u>品川児相：142 万人</u> 、杉並児相：91 万人、北児相 36 万人、足立児相 69 万人、練馬児相 74 万人、 <u>八王子児相：118 万人</u> 、立川児相：75 万人、 <u>小平児相：116 万人</u> 、多摩児相：82 万人 （住民基本台帳による世帯と人口 令和 6 年 1 月 1 日）	人口規模などを考慮し、児童相談所の管轄区域の見直しを実施
(2) 取組 2-1	○中核市・特別区における児童相談所の設置状況	9 区 （令和 6 年 10 月）	—
(2) 取組 2-1	中核市・特別区における児童相談所の今後の設置見込（検討中のものを含む）	—	令和 8 年度末までに 3 区設置予定

主な施策

・【拡充】児童相談所の管理事務費

会計年度任用職員に係る経費や児童相談所職員の研修経費、児童移送用車両及び緊急対応車両の整備費等、児童相談所の運営に係る経費を計上しています。

・【新規】児童相談体制強化に係る総合連携事業

東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。